

嘉麻市総合教育会議報告資料

学校給食費の改定について

令和7年11月11日
学校教育課

学校給食費の改定について

令和7年11月に嘉麻市学校給食運営審議会に対し、学校給食費について諮問し、給食費及び保護者負担額、並びに教職員給食費の月割り回数について改定することが妥当であるとの答申をいただきました。

つきましては、下記のとおり学校給食費を改定することといたしました。

	給食費 (1食あたり)	保護者負担 (1食あたり)
小学校・義務教育学校前期課程	310円	260円
中学校・義務教育学校後期課程	370円	320円

教職員の月割りは児童・生徒に合わせて
年12回から11回に変更

【今回改定をする理由】

近年の物価高騰により、児童・生徒に必要な栄養素を確保するための十分な質や量を維持することが困難になったため。

【今回の改定の影響】

		現在			変更後			影響額
		月額	月割回数	年額	月額	月割回数	年額	
小学校・義務教育学校前期課程	児童	3,640円	11回	40,040円	4,490円	11回	49,390円	月額850円（年額9,350円）値上げ
	教職員	3,950円	12回	47,400円	5,350円	11回	58,850円	月額1,400円（年額11,450円）値上げ
中学校・義務教育学校後期課程	生徒	4,540円	11回	49,940円	5,520円	11回	60,720円	月額980円（年額10,780円）値上げ
	教職員	4,750円	12回	57,000円	6,390円	11回	70,290円	月額1,640円（年額13,290円）値上げ

令和7年11月5日

嘉麻市教育委員会 殿

嘉麻市学校給食運営審議会

会 長 田淵 敬三

参考資料

嘉麻市学校給食費について（答申）

嘉麻市学校給食運営審議会は、令和7年10月7日付7嘉学教第1930号で嘉麻市教育委員会から「嘉麻市学校給食費について」の諮問を受け、鋭意審議を行い、次のとおり取りまとめたので答申いたします。

嘉麻市学校給食費について
答申

令和7年11月
嘉麻市学校給食運営審議会

目 次

○ はじめに	1
○ 審議内容	
1. 嘉麻市学校給食費について	2～3
(1) 学校給食の現状	
(2) 学校給食費の試算	
2. 協議内容	4
(1) 主な質問・意見	
3. 審議結果	5
○ おわりに	6

○ はじめに

嘉麻市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年10月7日に嘉麻市教育委員会から次の事項について諮問を受けました。

◎嘉麻市学校給食費について

本審議会は、審議委員を市立小中義務教育学校のPTA代表者4名、市立小中義務教育学校長の代表者4名、栄養教諭2名、学識経験者2名、以上12名の委員にて構成することにより、審議の中に広く市民の意見を反映するとともに専門的事項も協議できるものとなっています。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的とし、栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供しなければなりません。

嘉麻市では、学校給食費を14年間値上げせず据え置いてまいりましたが、物価高騰により学校給食で使用する食材価格の上昇が続いており、今後も質や量、栄養バランスを確保した学校給食を継続して提供するためには、令和8年度からの給食費の改定が必要です。

本答申は、嘉麻市学校給食費について『学校給食費の改定』、『保護者負担額』、『教職員の給食費の月割り支払い回数変更』の3点について、審議会での議論の結果をまとめたものであり、学校給食の質の維持を図りながら、これまで同様、安全・安心でおいしい給食が提供されることを期待します。

○ 審議内容

1. 嘉麻市学校給食費について

(1) 学校給食の現状について

嘉麻市では、全ての小学校・中学校・義務教育学校で給食調理を行い、学校給食を実施しております。それに伴う児童生徒の学校給食費につきましては、14年間値上げをせず据え置いてまいりましたが、この間、物価高騰により学校給食で使用する食材価格が上昇し、近年、特に米やパン・牛乳の価格上昇が続いており、副食分の食材が圧迫されています。

これまで、不足する食材については、食材選定や献立の工夫を行い、食材費の節減を図りつつ対応してまいりましたが、物価高騰は更なる長期化が想定され、これまでの対応では、栄養バランスや献立水準の維持が非常に困難になっている現状にあります。

【1人あたり：主食、牛乳の価格推移】

単位：円（税抜）

	R5	R6	R7	値上げ額(R7-R5)
小・前期：精白米 75g	23.48	24.38	37.13	13.65
中・後期：精白米 95g	29.74	30.88	47.03	17.29
小・後期：普通パン 50g	49.60	52.60	57.20	7.60
中・後期：普通パン 60g	51.50	54.50	59.20	7.70
牛乳 200cc	55.20	59.65	62.35	7.15

【1人あたり：副食（おかず）】

単位：円（税抜）

	R5	R6	R7	値上げ額(R7-R5)
小・前期：主食（米）＋牛乳	78.68	84.03	99.48	20.80
中・後期：主食（米）＋牛乳	84.94	90.53	109.38	24.44
小・前期：副食（おかず）	152.81	147.46	132.01	※
中・後期：副食（おかず）	192.85	187.26	168.41	※

※主食（米・パン）、牛乳の値上がりにより、副食（おかず）に充当できる経費が年々減少

(2) 学校給食費の試算

学校給食の標準食品構成表に基づき、標準献立を実施するために必要な費用を使用食材価格から1gあたりの単価を算出し、試算しました。

令和7年度については、小学校・前期課程では1食あたり293.11円、令和8年度見込みについては、1食あたり308.62円が必要です。

また、同様に中学校・後期課程においても令和7年度については、1食あたり351.71円、令和8年度見込みについては、1食あたり370.32円が必要です。

端数を調整し、1食あたり、小学校・前期課程310円、中学校・後期課程370円となります。

2. 協議内容

(1) 主な質問・意見

(以下、小学校・前期課程は小学校、中学校・後期課程は中学校と称す。)

【質問】 教職員の小学校と中学校の負担額は、一律の金額ではないのか。

【回答】 主食、副食（おかず）の量の違いで金額が異なる。見た目の違いは、パンが一番分かりやすく（小学校：50g、中学校：60g）、食育の観点からしても教職員は、児童生徒と同じものを食べるようになっていく。

【意見】 来年度給食費が上がって、この物価額が続く状況であれば再来年また上げることになるのなら、ここで余裕を持って上げてほしい。保護者の皆さんは納得されると思うので、負担額③案（小学校260円、中学校320円）で通していただきたい。

【質問】 給食の食べ残しによる廃棄は多いのか。

【回答】 学校によって差があり、ほとんどないところもあれば、欠席者が多いところは廃棄も多い。

【質問】 今後も物価高が続いていく中で、市の補助率の指標があるのか。

【回答】 補助率の指標はなく、財政との協議となる。

【意見】 親が注目するのは保護者負担で、近隣の飯塚市、桂川町の差額を考えたときに、このぐらいの負担なら値上げされても家計的に響かないとか、大きいとか、そういう部分を考慮しないといけないと思う。補助率が高い①案（1食：小学校240円、中学校300円）を使えたら少しでも負担が減るので値上がりしても仕方ない。と思われるのではないのか。③案（1食：260円、中学校320円で決定したときに小学校：月額4,490円、中学校：月額5,520円となるので、飯塚市や桂川町と比べるとかなりの額が上がったように保護者の方と思われるのではと懸念している。就学援助制度を活用してもいいが、市民の負担になるのは本質ではないのかなと思う。

3. 審議結果

以上の審議経過を経て、本審議会では諮問事項「学校給食費について」に関して、次のとおり答申します。

嘉麻市では、近年の物価高騰が続く中、食材の選定や献立を工夫することで、14年間値上げをせず据え置いてまいりましたが、児童・生徒に必要な栄養素を確保するための十分な質や量を維持することが困難となっています。

また、「食育」の観点からも工夫を凝らした献立内容等、学校給食のより一層の充実が望まれることから、本審議会で協議した結果、小学校・前期課程、中学校・後期課程の学校給食費について、以下のとおり、令和8年4月1日から改定することが妥当であるとの結論に至りました。

- ① 学校給食費を、1食あたり小学校・前期課程310円、中学校・後期課程370円とする。
- ② 保護者負担額を、保護者負担改定額案の③案とする。
(1食あたり 小学校・前期課程：260円、中学校・後期課程：320円)
- ③ 教職員の給食費の月割りを年12回から11回に変更とする。

○ おわりに

嘉麻市学校給食運営審議会では、令和7年10月7日、令和7年11月5日と2回にわたり、審議会委員により慎重かつ熱心な審議が行われました。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるため、その質を確保し、教育の一環として適切に実施することが求められます。また、地産地消を推進し、旬の食材や地場産物を活かしながら、行事食、各地の郷土食、世界の料理などを取り入れた魅力ある献立に加え、食材の調達には、安全・安心面に配慮し、適正な価格の食材選定に努める必要があります。

今回の改定が、嘉麻市の児童生徒にとって、学校給食の質の向上につながり、保護者の皆様にとりましても、安全・安心な学校給食への期待に応えるものとなるよう強く望むものであります。

諮問文

7 嘉学教第 1930 号
令和 7 年 10 月 7 日

嘉麻市学校給食運営審議会会長 殿

嘉麻市教育委員会
教育長 伊東 新治

学校給食費について（諮問）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

嘉麻市では、全ての小学校・中学校・義務教育学校で完全給食を実施し、児童生徒の学校給食費につきましては、平成 23 年度に改正して以降、14 年間値上げをせず据え置いてまいりました。この間、物価高騰により学校給食で使用する食材価格が上昇し、特に近年、米やパン牛乳の価格上昇が続いており、副食分の食材費が圧迫されています。

これまで、不足する食材費については、食材選定や献立の工夫を行い、食材費の節減を図りつつ対応してまいりましたが、物価高騰は更なる長期化が想定され、これまでの対応では栄養バランスや献立水準の維持が非常に困難になっています。

このような状況を踏まえ、今後も質や量、栄養バランスを確保した学校給食を継続して提供できるよう、本委員会は、下記の事項について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問させていただきます。

貴審議会におかれましては、保護者並びに近隣自治体の給食費の現状等を十分に勘案して慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校給食費について

◆ 保護者負担改定額案 ①～③

① 保護者負担額（1食単価） 小学校：210円→240円（30円値上）・中学校：262円→300円（38円値上）													
	保護者負担額（円）						保護者負担 増加額			市補助額 （一人当たり）			年間市補助 （年間補助率）
	令和7年度			令和8年度 案									
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	
小学校	40,040	3,640	210	45,540	4,140	240	5,500	500	30	13,310	1,210	70	1,870万円 (23%)
中学校	49,940	4,540	262	56,980	5,180	300	7,040	640	38	13,310	1,210	70	1,170万円 (19%)

② 保護者負担額(1食単価) 小学校：210円→250円(40円値上)・中学校：262円→310円(48円値上)													
	保護者負担額(円)						保護者負担 増加額			市補助額 (一人当たり)			年間市補助 (年間補助率)
	令和7年度			令和8年度 案									
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	
小学校	40,040	3,640	210	47,410	4,310	250	7,370	670	40	11,440	1,040	60	1,610万円 (19%)
中学校	49,940	4,540	262	58,850	5,350	310	8,910	810	48	11,440	1,040	60	1,010万円 (16%)

③ 保護者負担額（1食単価） 小学校：210→260円（50円値上）・中学校：262円→320円（58円値上）													
	保護者負担額（円）						保護者負担 増加額			市補助額 （一人当たり）			年間市補助 （年間補助率）
	令和7年度			令和8年度 案									
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	
小学校	40,040	3,640	210	49,390	4,490	260	9,350	850	50	9,460	860	50	1,330万円 (16%)
中学校	49,940	4,540	262	60,720	5,520	320	10,780	980	58	9,570	870	50	840万円 (14%)

※「年間市補助額」については、R7.5.1現在の児童・生徒数（小学校：1,400人、中学校：877人）により試算。

※ 年間給食回数は190回。ただし、小学校1年生の給食回数は、年間185回のため4月分で調整。

◆ 教職員負担改定額案

教職員負担額（1食単価） 小学校：250→310円（60円値上） ・ 中学校：300円→370円（70円値上）													
	教職員負担額（円）						増加額			市補助額 （一人当たり）			
	令和7年度			令和8年度案									
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	
教職員（小）	47,400	3,950	250	58,850	5,350	310	11,450	1,400	60	0	0	0	
教職員（中）	57,000	4,750	300	70,290	6,390	370	13,290	1,640	70	0	0	0	

※令和8年度教職員の月割りにについては、児童・生徒に合わせて年12回から11回に変更。